

# 特別障害者手当のしおり

## 1 特別障害者手当とは

20歳以上で、精神や身体に著しく重度の障がいにあるため、常時特別の介護を必要とする在宅の方に支給される手当です。

## 2 対象となる方

20歳以上の方で、次のいずれかに該当する方

別表は裏面

- (1) 別表①の障がいが2つ以上ある方
- (2) 別表①の障がい1つあり、かつ、別表②の障がい2つ以上ある方  
(別表①の障がいと別表②の障がいは別の障がいであること)
- (3) 上記(1)又は(2)と同程度以上の障がいがある方  
(肢体不自由障がい等により日常生活動作に特に著しい制限がある方など)

ただし、次のいずれかに該当する方は、手当を受給できません。

- 1 施設などに入所されている方
- 2 病院または診療所に継続して3か月を超えて入院されている方
- 3 本人、配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定額を超えている方

## 3 手続きの方法

次の書類を添えて、社会福祉課へ提出してください。

- (1) 認定請求書
  - (2) 医師の診断書
  - (3) 所得状況届
  - (4) 身体障害者手帳又は療育手帳（お持ちの方）
  - (5) 申請者本人の預金通帳の写し
  - (6) 印鑑
  - (7) 申請者本人、配偶者、扶養義務者のマイナンバー通知カード又は個人番号カード
- ※ 運転免許証等の本人確認書類もお持ちください。

} 用紙は社会福祉課にあります。

## 4 手当の支給

提出された書類を審査し、市が認定の可否を判定します。認定されると、申請された月の翌月分から手当が支給されます。手当は年4回、2月、5月、8月、11月に支払月の前月分までの手当が支払われます。〔例〕5月支給は、2、3、4月分

## 5 手当の額

手当額は、月額 27,300円です。（令和4年4月以降）  
なお、手当額は物価スライドにより改定される場合があります。

## 6 所得制限額

申請者本人、その配偶者又はその生計を同じくする扶養義務者の前年の所得額が、下記の限度額を超えると、その年度（8月から翌年の7月まで）は手当が支給されません。

### ○所得制限限度額表

扶養親族等の数	本人	配偶者、扶養義務者等
0人	3,604,000円	6,287,000円
1人	3,984,000円	6,536,000円
2人	4,364,000円	6,749,000円
3人	4,744,000円	6,962,000円
4人	5,124,000円	7,175,000円
5人	5,504,000円	7,388,000円

※所得額から障害者控除等を差し引いた金額となります

### 別表①

- 1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- 5 体幹の機能に座ることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 6 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 7 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

### 別表②

- 1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 3 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
- 4 そしゃく機能を失ったもの
- 5 音声又は言語機能を失ったもの
- 6 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
- 7 一上肢の機能に著しい障害を有するもの又は一上肢のすべての指を欠くもの若しくは一上肢の全ての指の機能を全廃したもの
- 8 一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
- 9 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 10 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 11 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

### 【申請窓口】

〒962-8601 須賀川市八幡町135番地

市民福祉部社会福祉課 障がい福祉係

☎ (0248) 88-8112 FAX (0248) 88-8119

